

## 第5 参考

### 1 監査の実施方法

監査は、次の方法によって実施した。

#### (1) 書面調査（一次調査）

各対象補助金の所管課に対し、補助金の概要、補助事業者の採択に至る過程、交付決定等事務処理の状況、実績報告の確認・検査の手法の状況、補助金に係る課題等について、調査票による調査を実施した。

#### (2) ヒアリング（二次調査）

(1)に基づき、所管課に対し、一連の交付手続に沿って、文書等の実査を行うとともに、詳細についてヒアリングを実施した。

#### (3) 現地調査（三次調査）

(2)の補助金のうち、その性格や部局間の均衡を考慮して抽出した12補助金の補助事業者に対し、補助事業の実施状況について、現地にて調査を実施した。

## 2 監査対象補助金の概要

### 【危機管理監】

補助金名	消防協会事業費補助金 ★		創設年度	昭和49年度
補助金の目的	(財)広島県消防協会が行う消防業務充実強化事業等への支援を通じて、消防団員による消防活動の強化、消防思想の普及啓発等を図る。			
補助要件	—			
補助率	① 1 / 2, ② 定額	予算 / 実績	3,275 千円 / 3,275 千円	
補助対象範囲	① 防犯思想広報グッズの購入, 団長・副団長・県訓練指導員の研修経費, 消防ポンプ操法県予選大会開催経費 など ② 永年勤続・優良消防団員等の表彰経費			
補助団体数	1	補助事業実施者	(財)広島県消防協会	
所管課	消防保安課			
意見	<p>○ 飲食代等を含む負担金を補助対象外経費としているが、この取扱いが明記されていない。</p> <p>○ 同一の経費に対して他団体から助成金があった場合の取扱いが明確にされていない。</p> <p>○ 実績額の確認に当たって、支出の根拠資料等を確認しているが、一部確認が不十分なものがあつた(購入数量等)。</p> <p>○ 実績報告書の提出から県の補助額の確定まで期間を要していた。</p> <p>-----</p> <p>&lt; 補助事業者 &gt;</p> <p>○ 報償費として計上すべきものが旅費として計上されていた。</p>			

注1 補助金名に★を印しているものは、併せて補助事業者にも調査を行ったもの

2 予算額は、平成 21 年度当初予算額を示す(予算<実績となっている場合は、年度途中で増額措置されている)。

### 【参考】指摘事項・意見・付記の仕訳

区分	内 容	対 応
指摘事項	不適正であることが明らかであり、速やかに是正・改善を求めるもの	措置状況を求める
意見	指摘には至らないが、改善又は改善についての検討を求めるもの	
付 記	注意喚起、問題提起及び要望をしているもの	措置状況を求めない

【企画振興局】

補助金名	①在外広島県人会交流事業		創設年度	昭和54年度
補助金の目的	海外移住者の援護等の促進を図る。			
補助要件	広島県から海外諸国へ移住した者及びその子孫等が、該当海外諸国で設立した団体で知事が認めるものが行う事業			
補助率	定額	予算／実績	1,470千円/1,470千円	
補助対象範囲	広島県出身者等の福祉の向上を図るための必要に応じた指導援助 広島県出身者等の地位向上に寄与するための研修会及び講演会の開催、広報活動その他の事業の実施 など			
補助団体数	4	補助事業実施者	広島県人会 (ブラジル, アルゼンチン, ペルー, パラグアイ)	
所管課	政策企画部国際課			

補助金名	②平和貢献連携促進事業		創設年度	平成20年度
補助金の目的	「ひろしま平和貢献構想」に基づく、平和貢献活動の推進			
補助要件	(財)自治体国際化協会の自治体国際協力促進事業（モデル事業）による助成を受けること			
補助率	定額 (上限額 3,000千円)	予算／実績	3,000千円/2,051千円	
補助対象範囲	保健医療分野における復興支援活動に要する経費（旅費交通費、現地調整費、賃借料）			
補助団体数	1	補助事業実施者	NGO	
所管課	政策企画部国際課			
意見	○提出された実績報告額について、支出証拠書類等との確認が行われておらず、実績確認が十分でなかった。			

補助金名	③離島交通対策事業（過年度補助）		創設年度	昭和41年度
補助金の目的	離島航路の維持及び改善			
補助要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>離島振興法により指定された離島振興対策実施地域又はこれに準ずる地域に係る航路</li> <li>本土と上記地域又は上記地域間を連絡する航路で、かつ、他に交通機関がないか、他の交通機関によることが著しく不便となる航路</li> </ul>			
補助率	1／2以内	予算／実績	32,947千円/27,146千円	
補助対象範囲	航路損益計算書の査定欠損額から国庫補助額を差し引いた額			
補助団体数	5	補助事業実施者	(市町間接補助) 離島航路事業者（市町、船舶会社）	
所管課	地域振興部地域政策課			
意見	○実績報告書の提出から県の補助額の確定まで時間を要していた。			

補助金名	④井原線鉄道基盤設備維持費補助事業 (過年度補助)		創設年度	平成16年度
補助金の目的	井原鉄道の安定した運行を図る。			
補助要件	—			
補助率	定率 (7.53%)	予算/実績	11,325千円/11,325千円	
補助対象範囲	経営健全化実施計画に基づき実施する鉄道基盤設備の維持に要する経費 (線路保存費, 電路保存費, 車両保存費など)			
補助団体数	1	補助事業実施者	井原鉄道(株)	
所管課	地域振興部地域政策課			

補助金名	⑤イノシシ3万頭駆除事業		創設年度	平成20年度
補助金の目的	イノシシによる農作物被害を軽減するため, 市町の駆除対策の強化を支援する。			
補助要件	—			
補助率	1/2以内	予算/実績	30,000千円/24,287千円	
補助対象範囲	捕獲体制の整備 (わなの購入など), 捕獲出動経費 (わなの設置費, 見回り報酬など), 捕獲活動奨励 (捕獲報償費など)			
補助団体数	18	補助事業実施者	市町	
所管課	地域振興部過疎対策課			
指摘事項	○着手届の提出を受けず, 事業に着手されているものがあつた。			
意見	○申請書提出から県の交付決定まで時間を要しているものがあつた。 なお, 変更申請に対する交付決定も同様の状況が見られた。 ○交付要綱で, 11月15日現在の状況を「事業遂行状況の報告」することとなっているが, 補助制度創設時より, この報告制度が運用されていなかった。			

補助金名	⑥ふるさと交流推進事業	★	創設年度	平成17年度
補助金の目的	「ひろしま夢ぷらざ」を活用した市町の情報発信を通じ、中山間地域と都市等地域間の連携交流による地域づくりを促進する。			
補助要件	—			
補助率	1 / 2	予算／実績	16,351千円/16,351千円	
補助対象範囲	「ひろしま夢プラザ」の設置運営に要する経費（共通経費（賃借料，光熱水費など），情報発信費（人件費，情報相談コーナーなど））			
補助団体数	1	補助事業実施者	(財)広島県市町村振興協会	
所管課	地域振興部過疎対策課			
意見	<p>○提出された実績報告額について，支出証拠書類等との確認が行われておらず，実績確認が十分でなかった。</p> <p>-----</p> <p>&lt;補助事業者&gt;</p> <p>○補助事業者自身が支出した額でなく，補助事業者が委託した先の受託者が支出していた額を事業実績額として計上されていた。</p> <p>○人件費の算出において，実績報告書に記載されていた人数と，補助金により人件費を支給したとされる人数とが異なっていたが，どの範囲までを補助対象の範囲として捉えるかの取扱いが明確でなかった。</p> <p>○明確な計上ルールがないまま，情報誌の発行経費の実績額と異なった額（減額）が計上されていた。</p>			

補助金名	⑦過疎集落生活交通確保支援事業	創設年度	平成20年度	
補助金の目的	新たな交通手段を導入するため，財政的負担の大きい初期経費を支援することにより過疎集落の生活交通を確保する。			
補助要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過疎地域で実施すること</li> <li>・無償運行する路線及び輸送対象者又は輸送目的を特定して運行するものでないこと</li> </ul>			
補助率	1 / 2 (上限額 2,000千円)	予算／実績	10,000千円/5,990千円	
補助対象範囲	6か月以内の実証運行に係る収支欠損額			
補助団体数	4	補助事業実施者	(市町間接補助) 乗合バス等事業者	
所管課	地域振興部地域政策課			

補助金名	⑧ 過疎地域交通システム構築支援事業	創設年度	平成21年度
補助金の目的	地域住民の主導のもとで、新たな交通手段を導入しようとする市町への支援を通じて、自主的な交通システムの導入を促進する。		
補助要件	過疎地域で地域住民が、道路運送法第79条の登録を受けて、過疎地有償運送等を行うもの		
補助率	1/2 (上限額 800千円)	予算/実績	1,000千円/237千円
補助対象範囲	6か月以内の実証運行に係る収支欠損額		
補助団体数	1	補助事業実施者	(市町間接補助) 自治振興区
所管課	地域振興部地域政策課		
意見	○実績額の確認に当たって、支出の根拠資料等を確認しているが、一部確認が不十分なものがあつた(収入額)。		

補助金名	⑨ 住民自治活動フォローアップ事業	創設年度	平成18年度
補助金の目的	住民と行政が連携・協働した地域づくりを推進するため、住民自治活動の中心となる人材育成や、地域課題の解決に向けた市町の取組を支援する。		
補助要件	—		
補助率	1/3又は1/2以内 (上限額 500千円)	予算/実績	4,000千円/2,652千円
補助対象範囲	地域リーダーの育成(講演会の開催など)、ワークショップの開催、広報用のチラシなどの作成、住民の意識啓発に向けた研修会の開催など		
補助団体数	9	補助事業実施者	市町
所管課	地域振興部過疎対策課		

【環境県民局】

補助金名	①同和対策事業債償還費補助金		創設年度	昭和50年度
補助金の目的	市町が県の補助を受けて行った同和対策事業の財源として充当した地方債の償還費に対して補助する。			
補助要件	昭和50年度～平成13年度の間に起債許可された地方債			
補助率	5/10～1/10	予算/実績	39,011千円/39,011千円	
補助対象範囲	地方債の元金及び利子償還額			
補助団体数	15	補助事業実施者	市町	
所管課	総務管理部人権男女共同参画課			

補助金名	②国際交流ユース in HIROSHIMA 事業補助金		創設年度	平成18年度
補助金の目的	海外の青少年を広島に招き広島のよき理解者となってもらうとともに、広島との交流を通じ、国際感覚豊かな青少年の育成を図る。			
補助要件	事業を適正かつ円滑に遂行できると認められる団体			
補助率	10/10	予算/実績	9,100千円/8,377千円	
補助対象範囲	招へいに係る渡航・滞在経費（旅費等）、交流活動経費（会場使用料、送迎料等）、連絡調整経費（通訳料、報告書作成経費等）			
補助団体数	1	補助事業実施者	国際交流ユース in HIROSHIMA 実行委員会	
所管課	総務管理部県民活動課			

補助金名	③青少年育成県民会議補助金 (青少年育成県民運動推進事業補助金)		創設年度	昭和41年度
補助金の目的	(社)青少年育成広島県民会議の運営経費への支援を通じて、青少年の健全育成を県民運動として推進する。			
補助要件	—			
補助率	10/10	予算/実績	9,089千円/8,890千円	
補助対象範囲	人件費（職員2人分）			
補助団体数	1	補助事業実施者	(社)青少年育成広島県民会議	
所管課	総務管理部県民活動課			

補助金名	④夢配達人プロジェクト推進事業 (青少年育成県民運動推進事業補助金)		創設年度	平成19年度
補助金の目的	(社)青少年育成広島県民会議が行う夢配達人プロジェクト推進事業への支援を通じて、地域ぐるみの青少年育成活動を推進する。			
補助要件	—			
補助率	10/10	予算/実績	4,300千円/4,300千円	
補助対象範囲	「夢」の募集・選考に要する経費（チラシ印刷費、旅費、通信運搬費等）、「夢」の実現に関わる実行委員会への助成金			
補助団体数	1	補助事業実施者	(社)青少年育成広島県民会議	
所管課	総務管理部県民活動課			

補助金名	⑤幼児教育力向上支援事業		創設年度	平成20年度
補助金の目的	財広島県私立幼稚園連盟が実施する実践研究事業への支援を通じて、幼児教育の充実に資する。			
補助要件	—			
補助率	1/2以内	予算/実績	1,500千円/1,500千円	
補助対象範囲	実践的教育プログラムの研究経費（専門家への謝金，旅費等），研究成果の発表経費（会場借上料，印刷製本費），教育用マニュアルの作成経費（委託料，印刷製本費）等			
補助団体数	1	補助事業実施者	財広島県私立幼稚園連盟	
所管課	総務管理部学事課			
意見	○申請書提出から県の交付決定まで時間を要していた。 ○実績額の確認に当たって，支出の根拠資料等を確認しているが，一部確認が不十分なものがあつた。			

補助金名	⑥大学コンソーシアム支援事業		創設年度	平成21年度
補助金の目的	県内の広域的な大学連携組織である「教育ネットワーク中国」が行う事業への支援を通じ，県内の大学の魅力向上を図る。			
補助要件	—			
補助率	1/2以内	予算/実績	1,500千円/1,413千円	
補助対象範囲	①地域の課題解決を目的とした学生のグループによる調査研究活動や成果発表への助成 ②「地域学」をコンセプトにしたカリキュラムの検討経費・公開講座開催経費への助成			
補助団体数	1	補助事業実施者	教育ネットワーク中国	
所管課	総務管理部学事課			

補助金名	⑦事業者への環境マネジメントシステム導入促進事業（廃棄物抑制啓発広報事業）		創設年度	平成15年度
補助金の目的	ひろしま地球環境フォーラムが行う啓発広報事業への支援を通じて，自主的な廃棄物抑制や環境負荷の低減を推進する。			
補助要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者の廃棄物抑制，環境保全の取組を紹介するもの</li> <li>廃棄物抑制，減量化，3Rの推進など環境配慮の取組を拡大し，環境にやさしいライフスタイルの定着を促進するもの</li> <li>テレビ，ラジオ，新聞等のマスコミを利用したもの</li> </ul>			
補助率	1/2以内	予算/実績	5,000千円/5,000千円	
補助対象範囲	啓発番組，環境マネジメント番組，CM等の制作・放映経費			
補助団体数	1	補助事業実施者	ひろしま地球環境フォーラム	
所管課	環境部環境政策課			



補助金名	⑧広島県エコ事業所支援事業		創設年度	平成20年度
補助金の目的	中小企業等を対象とした環境マネジメントシステム「エコアクション21」の導入を促進する。			
補助要件	県内に事業所を有する事業者がエコアクション21の新規認証登録を受けた場合（事後申請）			
補助率	1/2以内 （上限額200千円）	予算／実績	12,000千円/6,181千円	
補助対象範囲	コンサルティング費用、エコアクション21審査人に支払った登録審査費用（旅費を含む）及びエコアクション21中央事務局に支払った認証・登録費用			
補助団体数	42	補助事業実施者	民間事業所	
所管課	環境部環境政策課			

補助金名	⑨府中市出口川湧水処理場維持管理補助金		創設年度	平成4年度
補助金の目的	芦田川水系出口川の水質の汚濁防止を図る。			
補助要件	—			
補助率	1/2	予算／実績	17,322千円/15,507千円	
補助対象範囲	湧水処理費、汚泥処理費、処理施設修理費及び場内土地使用料			
補助団体数	1	補助事業実施者	府中市	
所管課	環境部環境保全課			

補助金名	⑩不法投棄防止パトロール事業補助金		創設年度	平成20年度
補助金の目的	市町が行う不法投棄防止パトロール事業への支援を通じて、非正規労働者等の雇用機会を創出し、不法投棄を未然に防止する。			
補助要件	—			
補助率	10/10 （人件費、付随費に上限単価設定）	予算／実績	45,104千円/2,872千円	
補助対象範囲	不法投棄防止パトロールの実施経費（人件費、車両レンタル料、燃料代、地図購入費、車両表示ワッペン作成費）			
補助団体数	2	補助事業実施者	市町	
所管課	環境部循環型社会課			

補助金名	⑪浄化槽市町村整備推進事業債償還補助金		創設年度	平成14年度
補助金の目的	市町村が実施した浄化槽市町村整備推進事業に係る地方債の償還費に対して補助する。			
補助要件	平成14年度以後に起債許可等された地方債（浄化槽本体費用・本体設置工事費及び積雪荷重対策等工事費に係るものに限る）			
補助率	1/2又は1/3	予算／実績	5,600千円/5,600千円	
補助対象範囲	地方債の元金償還額			
補助団体数	4	補助事業実施者	市町	
所管課	環境部循環型社会課			
指摘事項	○検査職員が指定されていなかった。			

補助金名	⑫産業廃棄物処理業者情報公開支援事業 ★	創設年度	平成15年度
補助金の目的	(社)広島県産業廃棄物協会が実施する広島版電子マニフェストの普及活動事業等への支援を通じて、業界の資質向上及び普及啓発を図る。		
補助要件	—		
補助率	1 / 2 以内	予算 / 実績	3,000 千円 / 2,300 千円
補助対象範囲	①情報登録システムの説明会開催経費（講師謝金，旅費，会場借上料等），システム用機器の購入経費の助成 ②不法投棄撤去活動等啓発活動経費（重機借上料，処分費，保険料，作業用消耗品費等）		
補助団体数	1	補助事業実施者	(社)広島県産業廃棄物協会
所管課	環境部産業廃棄物対策課		
意見	<p>○補助事業の実施に必要な経費が補助対象経費として明記されていない。</p> <p>○実績額の確認に当たって、支出の根拠資料等を確認しているが、一部確認が不十分なものがあつた。</p> <p>-----</p> <p>&lt;補助事業者&gt;</p> <p>○旅費額の算出を誤っているものがあつた。</p> <p>○補助事業者が行う助成事業について、</p> <p>①助成額の算定において、端数処理を誤っているものがあつた。</p> <p>②組合加盟企業を取りまとめて申し込んだ場合の取扱いが明確でなかつた。</p> <p>③申請期限を2月末としているが、周知が徹底されていなかつた（3月に1件申請があつたが、助成していない。）。</p> <p>○報償費として計上すべきものが使用料及び賃借料に、需用費として計上すべきものが報償費として計上されていた。</p> <p>○団体の決算において、補助対象事業に係る収入の計上に誤りがあり、また、計上科目に誤りがあつた。</p>		

【健康福祉局】

補助金名	①産休等代替職員費補助金	創設年度	昭和51年度
補助金の目的	児童福祉施設等の職員が産休等を取得する場合の代替職員を任用する費用を補助する。		
補助要件	事前の任用承認		
補助率	10/10 (上限額：基準額×基準日数)	予算／実績	20,849千円/20,532千円
補助対象範囲	人件費（賃金）		
補助団体数	31	補助事業実施者	市町，社会福祉法人等
所管課	総務管理部こども家庭課		
指摘事項	○申請期限を翌年度（平成22年4月2日）に設定していた。		
意見	○補助額の基礎単価が日額でしか定められておらず，時間給の取扱いが明確にされていない。		

補助金名	②民生委員児童委員研修等事業費補助金	創設年度	昭和52年度
補助金の目的	広島県民生委員児童委員協議会が行う研修事業等への支援を通じて，民生委員・児童委員の活動強化を推進する。		
補助要件	—		
補助率	定額	予算／実績	2,671千円/2,671千円
補助対象範囲	各種研修会の開催経費（講師謝金，会場借上料等），地域単位の協議会等への助成，機関紙の発行，全国ブロック大会等への参加経費（旅費等），テレビCM放映経費		
補助団体数	1	補助事業実施者	広島県民生委員児童委員協議会
所管課	社会福祉部地域福祉課		
意見	○提出された実績報告額と支出証拠書類等との確認が行われておらず，実績確認が十分ではなかった。		

補助金名	③看護師等養成所運営費補助金	創設年度	昭和50年度
補助金の目的	看護師等養成所の運営経費を補助する。		
補助要件	厚生労働大臣の指定を受けた助産師養成所・看護師養成所，知事の指定を受けた准看護師養成所		
補助率	10/10又は9/10 (上限額：基準額×生徒数等)	予算／実績	149,441千円/16,234千円
補助対象範囲	人件費（教員・事務職員給与費），教材経費（臨床実習費等，実習施設への謝金，委託料等），その他運営経費（印刷製本費，消耗品費等）		
補助団体数	1	補助事業実施者	広島県厚生農業協同組合連合会
所管課	保健医療部医務課		
意見	○申請書提出から県の交付決定まで時間を要しているものがあつた。 ○提出された実績報告額と支出証拠書類等との確認が行われておらず，実績確認が十分ではなかった。		

補助金名	④広島県プラチナ世代支援協議会事業負担金	創設年度	平成21年度
補助金の目的	広島県プラチナ世代支援協議会が行うプラチナ世代（おおむね 55 歳以上）の社会参画促進事業等への支援を通じて、高齢者一人ひとりが地域の担い手として活躍できる環境づくりを行う。		
補助要件	—		
補助率	10 / 10	予算 / 実績	14,477 千円/13,240 千円
補助対象範囲	協議会の運営経費（報酬，資料代等），推進員の設置経費（報償費等），参加祭の開催経費（会場借上料，設営料等），ホームページの運営経費（コンテンツ作成費）など		
補助団体数	1	補助事業実施者	広島県プラチナ世代支援協議会
所管課	社会福祉部高齢者支援課		

補助金名	⑤法人等借入金利子補助金<利子補給>	創設年度	昭和46年度
補助金の目的	社会福祉法人等が社会福祉施設を整備するために借り入れた資金に係る償還利子の一部を助成する。		
補助要件	障害者施設の創設又は増築・増改築，社会福祉施設の改築・修繕等		
補助率	H11 以前：利子の 3/4 以内 H11 以降：1.15%を超える利子	予算 / 実績	14,307 千円/13,799 千円
補助対象範囲	社会福祉施設等の改築等のために借り入れた資金に対する利子補給		
補助団体数	55	補助事業実施者	社会福祉法人
所管課	社会福祉部地域福祉課		
指摘事項	○定められた申請期限を過ぎて申請書の提出を受けていたものがあった。 ○申請書提出から県の交付決定まで時間を要しているものがあった。		

補助金名	⑥助産師緊急確保対策事業	創設年度	平成21年度
補助金の目的	助産師資格の取得のため，看護師を助産師養成施設へ派遣する場合の代替職員を任用する費用を補助する。		
補助要件	—		
補助率	1 / 2 (上限額：年 1,275 千円/人)	予算 / 実績	12,750 千円/9,899 千円
補助対象範囲	人件費（給料等，諸手当，社会保険料等）		
補助団体数	5	補助事業実施者	市町，医療法人
所管課	保健医療部医務課		
意見	○提出された実績報告額と支出証拠書類等との確認が行われておらず，実績確認が十分ではなかった。		

補助金名	⑦産科医緊急確保促進事業		創設年度	平成20年度
補助金の目的	地域周産期母子医療センター※において周産期医療を担う若手医師の研究・研修経費を助成する。			
補助要件	大学医学部卒後5年目から10年目までの医師が行う研究・研修（選考審査会により選考）			
補助率	10/10 (上限額：在職月数×10万円)	予算／実績	9,600千円/7,136千円	
補助対象範囲	研究経費（図書購入費，医療器具購入費等），学会等発表経費（学会加入負担金，旅費等）			
補助団体数	10	補助事業実施者	医師（個人）	
所管課	保健医療部医療政策課			
指摘事項	○要綱第8条で定められた変更基準に該当する変更が行われていたが，変更手続が行われていなかった（最大81.8%減）。			

※ 周産期母子医療センターとは，周産期（妊娠後期から新生児早期までの出産にまつわる時期）に，母体，胎児，新生児を総合的に管理し，妊娠の異常，分娩期の異常，胎児・新生児の異常に適切に対処するため専門医療を行う施設（総合・地域周産期母子医療センターとして，県内で9施設が整備されている）

補助金名	⑧院内保育所運営費補助金		創設年度	昭和49年度
補助金の目的	医療施設の院内保育所の運営経費を補助する。			
補助要件	保育料として児童1人当たり平均1万円以上徴収し，かつ，保育児童が1人以上であること，保育士等職員が2人以上であること			
補助率	2/3以内 (上限額：基準額×負担能力指数による調整率)	予算／実績	42,663千円/5,839千円	
補助対象範囲	人件費（給料，諸手当等）			
補助団体数	4	補助事業実施者	医療法人	
所管課	保健医療部医務課			
意見	○申請書提出から県の交付決定まで時間を要しているものがあつた。 ○提出された実績報告額と支出証拠書類等との確認が行われておらず，実績確認が十分ではなかつた。			

補助金名	⑨心身障害者等歯科診療確保事業		創設年度	平成17年度
補助金の目的	心身障害者及び休日歯科診療に係る運営経費を補助する。			
補助要件	県が認めた団体が口腔保健センター等で行う心身障害者の歯科診療、休日における歯科診療に対し助成する。			
補助率	1/2又は1/3 (上限額：基準額×日数×補助率)	予算／実績	7,682千円/7,656千円	
補助対象範囲	人件費，診療経費（薬品費，診療材料費，光熱水費等），研修費（図書購入費等）			
補助団体数	6	補助事業実施者	尾道市，医療機関	
所管課	保健医療部医療政策課			
意見	○総事業費から控除する「寄附金その他収入額」の定義が明確にされていない。 ○提出された実績報告額と支出証拠書類等との確認が行われておらず，実績確認が十分ではなかった。			

補助金名	⑩助産師外来支援モデル事業 (地域医療安心確保事業)		創設年度	平成20年度
補助金の目的	助産師外来を開設しようとする産科医療機関の取組を支援する。			
補助要件	—			
補助率	10/10 (上限額 552千円)	予算／実績	1,935千円/929千円	
補助対象範囲	県外先進施設への研修・視察経費（旅費），院内講習会・セミナー等の開催経費（講師謝金，旅費），ポスター・リーフレットの作成経費（印刷製本費）			
補助団体数	2	補助事業実施者	尾道市，医療法人	
所管課	保健医療部医療政策課			
意見	○総事業費から控除する「寄附金その他収入額」の定義が明確にされていない。 ○提出された実績報告額と支出証拠書類等との確認が行われておらず，実績確認が十分ではなかった。			

補助金名	⑪周産期オープン病院化支援事業 (地域医療安心確保事業)		創設年度	平成20年度
補助金の目的	地域の中核的産科医療機関等が行う周産期医療施設のオープンシステム※を導入する取組を支援する。			
補助要件	—			
補助率	10/10	予算／実績	3,000千円/0千円	
補助対象範囲	オープン病院と地域の診療所等との連携推進会議の運営経費（委員・講師謝金，旅費，印刷製本費等）など			
補助団体数	実績なし	補助事業実施者	—	
所管課	保健医療部医療政策課			

※ 「周産期オープンシステム」とは，健診は住まいの近くの産婦人科で受けて，分娩は，その産婦人科と連携している設備や専門的態勢の整った病院で行うシステム

補助金名	⑫魅力ある臨床研修プログラム構築支援補助金 (地域医療安心確保事業)		創設年度	平成20年度
補助金の目的	複数の医療機関の連携による臨床研修プログラムの構築に向けた取組を支援する。			
補助要件	—			
補助率	10/10 (上限額:1500千円/プログラム)	予算/実績	3,000千円/796千円	
補助対象範囲	プログラム策定に係る委員会の開催経費(報償費,旅費,食糧費等),プログラムに係る募集コンテンツの作成経費(委託料)			
補助団体数	1	補助事業実施者	小児科医育成臨床研修プログラム運営委員会	
所管課	保健医療部医療政策課			

補助金名	⑬歯科衛生士養成事業補助金		創設年度	昭和32年度
補助金の目的	(社)広島県歯科医師会が運営する広島高等歯科衛生士専門学校への支援を通じて,歯科衛生士の養成の確保を図る。			
補助要件	—			
補助率	定額	予算/実績	6,000千円/6,000千円	
補助対象範囲	実習等教育経費(講師謝礼金,実習材料費,介護実習委託費等),事務経費(人件費,広報費等),施設維持経費(土地賃借料,光熱水費等)			
補助団体数	1	補助事業実施者	(社)広島県歯科医師会	
所管課	保健医療部医務課			
意見	○申請書提出から県の交付決定まで時間を要しているものがあつた。 ○高額な機器等を購入する可能性があるにもかかわらず,補助金による取得財産の処分制限に係る規定が設けられていない。 ○提出された実績報告額と支出証拠書類等との確認が行われておらず,実績確認が十分ではなかつた。			

補助金名	⑭介護保険サービス苦情処理体制推進事業 ★		創設年度	平成12年度
補助金の目的	広島県国民健康保険団体連合会が行う介護保険関係の苦情処理業務への支援を通じて,介護保険制度の円滑な実施に資する。			
補助要件	—			
補助率	10/10	予算/実績	5,614千円/5,614千円	
補助対象範囲	担当職員の配置経費(人件費,旅費等),事例集等の作成経費(印刷製本費,旅費等)			
補助団体数	1	補助事業実施者	広島県国民健康保険団体連合会	
所管課	社会福祉部介護保険課			
意見	○総事業費から控除する「寄附金その他収入額」の定義が明確にされていない。 ○提出された実績報告額と支出証拠書類等との確認が行われておらず,実績確認が十分ではなかつた。 ----- <補助事業者> ○決算(見込)額と異なる額を実績額(予算に合わせて減額した額)として報告していた。			

補助金名	⑮特別へき地巡回診療船運営補助金		創設年度	昭和38年度
補助金の目的	(社福)恩賜財団済生会が行う巡回診療船による診療・検診等への支援を通じて、離島等における住民の医療の確保を図る(岡山県、香川県、愛媛県と、同額を補助)。			
補助要件	—			
補助率	10/10 (上限額 5,500 千円)	予算/実績	5,500 千円/5,500 千円	
補助対象範囲	診療船の運行経費(船員等の人件費、燃料費、船舶保険料等)			
補助団体数	1	補助事業実施者	(社福)恩賜財団済生会	
所管課	保健医療部医療政策課			
指摘事項	○補助額に影響はなかったが、補助対象外経費が補助対象経費として計上されていた(診療事業費)。			
意見	○総事業費から控除する「寄附金その他収入額」の定義が明確にされていない。 ○補助対象経費に古い用語(暫定手当)が用いられているとともに、明確になっていない経費区分(雑費)がある。 ○提出された実績報告額と支出証拠書類等との確認が行われておらず、実績確認が十分ではなかった。			

補助金名	⑯圏域地域保健対策事業		創設年度	平成9年度
補助金の目的	地域保健対策協議会が行う調査・研究事業に対する支援を通じて、二次保健医療圏内の保健・医療・福祉の推進に資する。			
補助要件	—			
補助率	1/2 (上限額: 600~950 千円)	予算/実績	5,410 千円/5,410 千円	
補助対象範囲	広島県保健医療計画に係る調査研究経費(謝金、旅費、委託料等)、協議会の運営経費(報酬、資料費、通信運搬費、負担金等)			
補助団体数	8	補助事業実施者	地域保健対策協議会	
所管課	保健医療部医療政策課			
意見	○提出された実績報告額と支出証拠書類等との確認が行われておらず、実績確認が十分ではなかった。			

補助金名	⑰公衆浴場施設整備資金利子補給費補助金<利子補給>		創設年度	昭和48年度
補助金の目的	公衆浴場経営者が施設整備のために借り入れた資金に係る償還利子の一部を助成することにより、一般公衆浴場の経営の安定に資する。			
補助要件	1日当たりの入浴人員が350人以下の一般公衆浴場			
補助率	1/3 (上限額 100 万円)	予算/実績	4,972 千円/4,997 千円	
補助対象範囲	設備整備のために借り入れた資金に対する利子補給			
補助団体数	14	補助事業実施者	公衆浴場経営者	
所管課	保健医療部食品生活衛生課			
意見	○借入残高が100万円未満となった場合には補助対象外とすることになっているが、複数回の借入がある場合の取扱いが明確にされていない。			



補助金名	⑱公衆浴場設備改善補助金		創設年度	昭和50年度
補助金の目的	公衆浴場の給湯用ボイラー等の設備の新設・更新に対する市町の取組に対して助成することにより、一般公衆浴場の経営の安定に資する。			
補助要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1日当たりの入浴人員が350人以下の一般公衆浴場</li> <li>・前年において事前協議を行っていること（1月から12月分が対象）</li> </ul>			
補助率	1/2（給湯ボイラー等品目による上限額を設定）	予算／実績	4,709千円/3,245千円	
補助対象範囲	補助金（給湯用ボイラー，ろ過機等の新設・更新経費の1/2補助）			
補助団体数	3	補助事業実施者	（市町間接補助）公衆浴場経営者	
所管課	保健医療部食品生活衛生課			
意見	○間接補助者である市町に対し要綱の準則を示しているが，高額な機器等を購入する可能性があるにもかかわらず，取得財産の処分制限に係る規定が設けられていない。			

補助金名	⑲広島県臓器移植連絡調整者設置事業補助金		創設年度	平成7年度
補助金の目的	広島県臓器移植連絡調整者を設置する(財)ひろしまドナーバンクへの支援を通じて，臓器移植の普及啓発及び円滑な実施を図る。			
補助要件	—			
補助率	10/10	予算／実績	4,000千円/4,000千円	
補助対象範囲	広島県移植コーディネータの person 費，出前講座等普及啓発経費，医療機関の体制整備指導経費（パソコン借上料等），関係機関との連絡調整，臓器提供発生時の提供意思確認・摘出臓器の搬送手配等に要する経費（通信運搬費，燃料代等）			
補助団体数	1	補助事業実施者	(財)ひろしまドナーバンク	
所管課	保健医療部医療政策課			
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○補助額には影響がなかったが，補助対象経費であるコーディネーターの活動経費を補助対象外経費としていた（人件費のみを対象に交付）。</li> <li>○補助額には影響がなかったが，総事業費から控除する収入額に法人内部の事業費補てん額（一般会計からの繰入）を含めていた。</li> </ul>			
意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>○総事業費から控除する「寄附金その他収入額」の定義が明確にされていない。</li> <li>○提出された実績報告額と支出証拠書類等との確認が行われておらず，実績確認が十分ではなかった。</li> </ul>			

補助金名	㊸地域がん登録システム推進事業（広島県医師会腫瘍登録事業費補助金）		創設年度	平成4年度
補助金の目的	広島県医師会が行う腫瘍登録事業への支援を通じて、がん対策の基礎資料とする。			
補助要件	—			
補助率	10/10	予算/実績	4,000千円/4,000千円	
補助対象範囲	人件費，データの入力・整理経費（賃金，報告書作成費等）など			
補助団体数	1	補助事業実施者	(社)広島県医師会	
所管課	保健医療部医療政策課			
意見	○総事業費から控除する「寄附金その他収入額」の定義が明確にされていない。 ○提出された実績報告額と支出証拠書類等との確認が行われておらず，実績確認が十分ではなかった。			

補助金名	㊸社会福祉施設経営指導員設置事業		創設年度	平成2年度
補助金の目的	広島県社会福祉協議会が行う法人・施設の経営に係る専門的指導等に対する支援を通じて，社会福祉施設運営の質的向上に資する。			
補助要件	—			
補助率	10/10	予算/実績	3,615千円/3,615千円	
補助対象範囲	施設経営等の指導助言等に要する経費（人件費，報償費，消耗品費，通信運搬費等）			
補助団体数	1	補助事業実施者	広島県社会福祉協議会	
所管課	社会福祉部地域福祉課			
指摘事項	○補助額に影響はなかったが，補助対象外経費が補助対象経費として計上されているものがあった（租税公課費）。			
意見	○提出された実績報告額と支出証拠書類等との確認が行われておらず，実績確認が十分ではなかった。			

補助金名	㊸広島県児童養護施設入所児童学習指導促進事業		創設年度	平成2年度
補助金の目的	児童養護施設の児童に対する学習指導への支援を通じて，児童養護施設入所児童の進学促進を図る。			
補助要件	小学校4年生から小学校6年生までを対象とした学習指導			
補助率	10/10 (上限額：基準額×実施月数)	予算/実績	3,510千円/3,172千円	
補助対象範囲	学習指導員の人件費，参考書等教材の購入経費			
補助団体数	9	補助事業実施者	児童養護施設	
所管課	総務管理部こども家庭課			
意見	○申請期限を年度当初に設定しているため，年度途中で新たに補助事業を開始する場合には，期限を経過して申請せざるを得ない状況となっていた。 ○提出された実績報告額と支出証拠書類等との確認が行われておらず，実績確認が十分ではなかった。			

補助金名	㊸広島県被災者生活再建支援補助金	創設年度	平成12年度
補助金の目的	被災者生活再建支援法による支援が受けられる被害と同等の被害を受けながら、同法の支援を受けられない者に対して生活の再建を支援する。		
補助要件	県内で法が適用される市町が1以上の自然災害であること、法が適用されない市町の区域に係る自然災害によって住宅が全壊等した世帯であること、市町が県と同様の制度に基づき支援を行うこと		
補助率	定額 (上限額1,500千円)	予算／実績	3,000千円/0千円
補助対象範囲	基礎支援補助金、加算支援補助金(住宅を再建等した場合)		
補助団体数	実績なし	補助事業実施者	—
所管課	総務管理部健康福祉総務課		

補助金名	㊸広島県医療費適正化対策推進事業補助金 ★	創設年度	平成13年度
補助金の目的	広島県国民健康保険団体連合会が行う国民健康保険に係るデータ集計等事業への支援を通じて、国民健康保険事業の運営の適正化を図る。		
補助要件	—		
補助率	10／10	予算／実績	2,800千円/2,800千円
補助対象範囲	事業月報・年報の集計経費(入力作業の委託料、システム保守料)		
補助団体数	1	補助事業実施者	広島県国民健康保険団体連合会
所管課	保健医療部医療保険課		
意見	<p>○提出された実績報告額と支出証拠書類等との確認が行われておらず、実績確認が十分ではなかった。</p> <p>-----</p> <p>&lt;補助事業者&gt;</p> <p>○明確なルールがないまま、システム管理経費として人件費の一定割合が実績額として計上されていた。</p>		

補助金名	㊸精神障害者社会適応訓練委託事業交付金	創設年度	平成18年度
補助金の目的	精神障害者に対する社会適応訓練委託事業を実施している市町に対し交付金を交付する。		
補助要件	県から権限移譲を受けた市町		
補助率	10／10 (上限額:480千円/1人)	予算／実績	2,736千円/162千円
補助対象範囲	協力事業所への委託経費		
補助団体数	2	補助事業実施者	市町
所管課	保健医療部健康対策課		
意見	<p>○申請書提出から県の交付決定まで時間を要しているものがあつた。</p> <p>○実績額の確認に当たって、支出の根拠資料等を確認しているが、一部確認が不十分なものがあつた。</p>		

補助金名	㊸地域保健活動育成費（医学関係学会・研究会等補助）		創設年度	昭和57年度
補助金の目的	医療関係者による学術・研究発表会に対する助成を通じて、医療水準の確保と向上を図る。			
補助要件	おおむね50人以上が参加すること、大学の教官・教育機関の長等が実施責任者となっていること			
補助率	定額	予算／実績	2,500千円/2,500千円	
補助対象範囲	学会等の開催経費（謝金、印刷製本費、会場借上料、通信運搬費等）			
補助団体数	19	補助事業実施者	任意の学術・研究団体	
所管課	保健医療部医務課			
意見	○提出された実績報告額と支出証拠書類等との確認が行われておらず、実績確認が十分ではなかった。			

補助金名	㊸老人医療公費負担事業（県制度分）		創設年度	昭和46年度
補助金の目的	市町が実施する老人医療費公費負担事業に対して助成する。			
補助要件	年齢、居住地、医療保険被保険加入者、所得制限の要件を満たす者がいる市町			
補助率	①助成医療費：4/10～3/4 ②施行事務費：4/10, 1/2	予算／実績	1,709千円/2,540千円	
補助対象範囲	①医療費用額と医療保険給付額との差額を負担した額 ②事務打合せへの出席・関係機関との事務連絡に要する経費（旅費、消耗品費、通信運搬費等）、医療費審査に係る委託経費			
補助団体数	18	補助事業実施者	市町	
所管課	社会福祉部高齢者支援課			
意見	○総事業費から控除する「寄附金その他収入額」の定義が明確にされていない。			

補助金名	㊸措置入院患者入院協力事業補助金		創設年度	平成5年度
補助金の目的	措置入院に協力する広島県精神科病院協会への支援を通じて、措置入院者の迅速な入院と良好な処遇を確保する。			
補助要件	—			
補助率	定額	予算／実績	1,604千円/1,284千円	
補助対象範囲	措置入院者の入院に係る指定病院への助成金			
補助団体数	1	補助事業実施者	広島県精神科病院協会	
所管課	保健医療部健康対策課			
意見	○総事業費から控除する「寄附金その他収入額」の定義が明確にされていない。			

補助金名	㊸生活衛生営業振興支援事業 ★		創設年度	平成12年度
補助金の目的	財広島県生活衛生営業指導センターが行う経営力の強化に係る事業等への支援を通じて、生活衛生関係営業の経営の合理化・健全化等を図る。			
補助要件	—			
補助率	10/10	予算/実績	1,437千円/1,437千円	
補助対象範囲	人材開発・経営能力の強化に係る講習会等の開催経費（報償費、会場借上料、印刷製本費等）、ホームページの運営経費、生活衛生関係の業界団体が行う技術研修経費への助成金			
補助団体数	1	補助事業実施者	財広島県生活衛生営業指導センター	
所管課	保健医療部食品生活衛生課			
意見	<p>○実績額の確認に当たって、支出の根拠資料等を確認しているが、一部確認が不十分なものがあつた。</p> <p>-----</p> <p>&lt;補助事業者&gt;</p> <p>○補助事業者が行う助成事業について、助成対象経費（助成を受ける側の経費）を総事業費として計上するとともに、助成対象経費と助成額との差額を寄附金その他収入としていた。</p> <p>○明確な計上ルールがないまま、消耗品費（コピー料）の実績額と異なった額（減額）が計上されていた。</p>			

補助金名	㊹歯科衛生士活用推進事業補助金		創設年度	平成4年度
補助金の目的	社広島県歯科衛生士会が行う歯科衛生士の研修事業、就労促進事業等への支援を通じて、地域の歯科衛生士の活用を推進する。			
補助要件	—			
補助率	10/10	予算/実績	1,000千円/1,000千円	
補助対象範囲	人材育成研修等の開催経費（報償費、会場借上料、印刷製本費等）、未就職者の就労に係るホームページの保守管理経費、職業紹介に要する経費（相談者の人件費、事務所賃借料、通信費等）			
補助団体数	1	補助事業実施者	社広島県歯科衛生士会	
所管課	保健医療部医務課			
意見	<p>○申請書提出から県の交付決定まで時間を要しているものがあつた。</p> <p>○提出された実績報告額と支出証拠書類等との確認が行われておらず、実績確認が十分ではなかつた。</p>			

補助金名	㊺ふれあい基金造成事業補助金		創設年度	昭和61年度
補助金の目的	県が県民から受けた寄附金を広島県社会福祉協議会の「ふれあい基金」に造成し、交通遺児就学奨励金給付事業の原資とする。			
補助要件	交通遺児就学奨励基金に積立てすること			
補助率	10/10	予算/実績	8,000千円/4,435千円	
補助対象範囲	積立金			
補助団体数	1	補助事業実施者	広島県社会福祉協議会	
所管課	社会福祉部地域福祉課			
意見	○提出された実績報告額と支出証拠書類等との確認が行われておらず、実績確認が十分ではなかつた。			

【商工労働局】

補助金名	①高年齢者就業支援事業	★	創設年度	平成8年度
補助金の目的	(社)広島県シルバー人材センター連合会が実施する県内における各シルバー人材センターの相互の健全な発展を図る事業等への支援を通じ、高年齢者の雇用・就業機会の確保とその能力の積極的活用を図る。			
補助要件	—			
補助率	定額	予算／実績	10,000千円／10,000千円	
補助対象範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理費（人件費，光熱水費など）</li> <li>・事業費（謝金，旅費，消耗品費，印刷製本費，役務費など）</li> </ul>			
補助団体数	1	補助事業実施者	(社)広島県シルバー人材センター連合会	
所管課	総務管理部雇用人材確保課			
指摘事項	○補助額には影響がないが，運営費，事業費に補助対象外経費（委託費，負担金など）が含まれていた。			
意見	<p>○提出された実績報告額について，支出証拠書類等との確認が行われておらず，実績確認が十分でなかった。</p> <p>-----</p> <p>&lt;補助事業者&gt;</p> <p>○事業費の中に，人件費が混在して計上されていた。</p> <p>○明確なルールがないまま，光熱水費，賃料の実績額と異なった額（減額）が計上されていた。</p>			

補助金名	②知的財産創造・活用総合支援事業 (特許情報活用支援事業)	創設年度	平成15年度	
補助金の目的	広島県知的所有権センター（特許庁認可）が行う事業への支援を通じて，地域中小企業等の知的財産権を活用した技術開発，事業化を推進する。			
補助要件	—			
補助率	10／10（一部1／2）	予算／実績	2,969千円／2,503千円	
補助対象範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特許情報活用支援アドバイザーの活動経費（旅費，資料印刷経費，賃金など）</li> <li>○インターネット運営経費（端末機のリース・保守経費など）</li> </ul>			
補助団体数	1	補助事業実施者	(社)発明協会広島県支部 (広島県知的所有権センター)	
所管課	産業振興部産業技術課			

補助金名	③地域中小企業支援センター事業		創設年度	平成12年度
補助金の目的	中小企業者等の創業や経営革新等に係る課題解決や、地域の特性に応じた新事業活動を支援する拠点である地域中小企業支援センター※への支援を通じて、地域の振興と活性化を図る。 (※ 商工会議所法及び商工会法で規定する商工会議所、商工会又は県商工会連合会のうち、知事が認めるもの)			
補助要件	—			
補助率	2/3以内	予算/実績	24,872千円/24,763千円	
補助対象範囲	・創業・経営革新のための指導、助言経費（コーディネーター謝金、旅費など） ・新事業創出促進活動経費（相談窓口に係る経費（専門家謝金・旅費）、アドバイザー派遣経費、セミナー開催経費など）			
補助団体数	5	補助事業実施者	地域中小企業支援センター	
所管課	産業振興部新産業課			

補助金名	④ひろしま産業創生補助金 (ベンチャー枠)		創設年度	平成17年度
補助金の目的	創業者や新規事業展開に取り組む中小企業者等が行う新商品・新技術開発等を支援し、県内産業の活力を創出する。			
補助要件	県内に本店又は主たる事務所を有する中小企業者のうち、 ①事業を開始した日以後の期間が7年未満の個人、又は設立の日以後の期間が7年未満の会社 ②①以外の個人又は会社で、前年又は前事業年度における売上が10億円以下のもの			
補助率	2/3以内 (上限額 4,000千円)	予算/実績	24,000千円/23,082千円	
補助対象範囲	○原材料及び副資材の購入に要する経費 ○機械装置又は工具器具の購入、試作、改善、据付、借用、修繕に要する経費 ○直接人件費 など			
補助団体数	8	補助事業実施者	企業等民間団体	
所管課	産業振興部新産業課			

補助金名	⑤産業支援サービス業活性化支援事業		創設年度	平成21年度
補助金の目的	産業支援サービス業拠点施設「ビジネスベースひろしま」で行う事業への支援を通じて、県内産業支援サービス業の集積を促進する。			
補助要件	—			
補助率	1/4 (上限額 500千円)	予算/実績	1,000千円/実績なし	
補助対象範囲	交流会、研究会等開催経費			
補助団体数	実績なし	補助事業実施者	—	
所管課	産業振興部新産業課			

補助金名	⑥新産業創出促進事業		創設年度	平成19年度
補助金の目的	産学官で構成する「広島県環境関連産業創出推進協議会」が行う研究活動への支援を通じて、環境分野における革新的な技術の開発、事業化及び製品化等を推進する。			
補助要件	広島県環境関連産業創出推進協議会内に設置する「ひろしま環境ビジネス研究会」の研究グループが行うものであること			
補助率	①1/2 (上限額100千円) ②10/10 (上限額500千円)	予算/実績	1,876千円/1,342千円	
補助対象範囲	①研究活動の運営経費に対するもの 研修会費(講師謝金, 旅費), 市場調査費, 知的財産管理費など ②試作品の作成や予備試験・実証試験等に対するもの 原材料費, 機械装置・工具器具費, 外注委託費, 分析費など			
補助団体数	1	補助事業実施者	広島県環境関連産業創出推進協議会	
所管課	産業振興部新産業課			

補助金名	⑦研究開発型ベンチャー企業誘致事業 (ベンチャーオフィス(ベンチャービレッジひろしま)提供事業)		創設年度	平成15年度
補助金の目的	県外ベンチャー企業等に、県内活動の拠点として「ベンチャービレッジひろしま」を提供することにより、本県における事業化の促進を図る。			
補助要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内で事業化し、成長が見込まれるビジネスプランであること</li> <li>・入居時に、県内に活動拠点が無いこと</li> <li>・県内企業との連携や県内経営資源の活用が図れること</li> </ul>			
補助率	10/10	予算/実績	5,460千円/4,965千円	
補助対象範囲	賃料1年間分(有料化企業を除く)			
補助団体数	1	補助事業実施者	企業等民間団体	
所管課	産業振興部新産業課			

補助金名	⑧広島県過疎地域小規模企業活動支援モデル事業		創設年度	平成20年度
補助金の目的	商品・サービス開発及び販路開拓を通じ、過疎地域の農林漁業連携、地場産品活用、観光資源活用など地域振興を図る。			
補助要件	本社又は事業所所在地が過疎地域にあり、経営革新意欲のある小規模事業者(個人事業, NPO含む)が行うもの			
補助率	1/2以内 (上限額1,000千円)	予算/実績	5,000千円/3,485千円	
補助対象範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新商品の開発事業(専門家謝金, 試作・開発費(原材料費, 機械装置等借上料, 技術コンサルタント料など)など)</li> <li>・販路開拓事業(展示会等への参加, 市場調査, 広告費など)</li> </ul>			
補助団体数	4	補助事業実施者	企業等民間団体	
所管課	産業振興部経営支援課			



補助金名	⑨中小企業連携組織対策事業	★	創設年度	昭和31年度
補助金の目的	広島県中小企業団体中央会*が行う事業への支援を通じて、中小企業者の連携を促進し、経営の安定化・発展など中小企業の振興を図る。 (※中小企業等協同組合法に基づき、各都道府県毎に設立された特別法人)			
補助要件	—			
補助率	10/10 (一部2/3)	予算/実績	17,000千円/16,700千円	
補助対象範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組合等が抱える課題解決に向けた専門家等を活用した支援経費 (専門家謝金・旅費、会議開催経費など)</li> <li>・調査研究や先進事例等の情報・資料提供に要する経費 (情報誌の発行経費、印刷費、専門家謝金・旅費など)</li> <li>・その他 (研修会参加経費、研究会開催経費、備品借用料、事務所賃借料など) など</li> </ul>			
補助団体数	1	補助事業実施者	広島県中小企業団体中央会	
所管課	産業振興部経営支援課			
意見	<p>○提出された実績報告額について、支出証拠書類等との確認が行われておらず、実績確認が十分でなかった。</p> <p>-----</p> <p>&lt;補助事業者&gt;</p> <p>○明確な計上ルールがないまま、賃借料の実績額と異なった額(減額)が計上されていた。 また、通信運搬費、消耗品費については予算額の一定割合が実績額として計上されていた。</p> <p>○交通通信費として計上すべきものが、会議・資料代として計上されていた。</p> <p>○事業区分によっては補助対象経費として定められていない消耗品費が計上されていた。</p>			

補助金名	⑩商店街振興組合指導事業	創設年度	平成3年度	
補助金の目的	広島県商店街振興組合連合会*が行う商店街振興組合の運営等に関する指導や各種研修の実施への支援を通じて、商店街の活性化を図る。 (※商店街振興組合法に基づく特別法人)			
補助要件	—			
補助率	10/10	予算/実績	1,375千円/1,375千円	
補助対象範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査、指導、助言に要する経費 (旅費、調査費など)</li> <li>・各種講習会、研修会に要する経費 (講師謝金・旅費、会議開催経費など)</li> <li>・情報提供に要する経費 (ホームページの作成・維持管理経費など) など</li> </ul>			
補助団体数	1	補助事業実施者	広島県商店街振興組合連合会	
所管課	産業振興部経営支援課			
指摘事項	○補助額に影響はなかったが、補助対象外経費が補助対象経費として計上されていた (消費税及び地方消費税に係る控除税額、食糧費)。			

補助金名	⑪広島県地場産業モノづくり力支援事業	創設年度	平成19年度
補助金の目的	県内地場産業の組合等が行う新商品の開発や販路開拓等目的とした事業への支援を通じて、地場産業の振興と地域経済の活性化を図る。		
補助要件	—		
補助率	1 / 2 以内 (上限額 1,400 千円)	予算 / 実績	1,400 千円 / 1,400 千円
補助対象範囲	専門家等を活用して行う、高付加価値化商品・技術開発等に係る指導・調査・研修(専門家謝金・旅費, デザイン料, 調査研究費など)		
補助団体数	1	補助事業実施者	事業協同組合
所管課	産業振興部経営支援課		

補助金名	⑫貿易振興事業	創設年度	昭和49年度
補助金の目的	(独)日本貿易振興機構広島貿易情報センターの事業運営の支援を通じて、本県の貿易の振興と産業の発展を図る。		
補助要件	—		
補助率	1 / 2 以内	予算 / 実績	8,480 千円 / 8,480 千円
補助対象範囲	事業運営費(人件費, 管理費(事務費, 借館料など)など)		
補助団体数	1	補助事業実施者	(独)日本貿易振興機構 広島貿易情報センター
所管課	産業振興部企業立地課		
意見	○提出された実績報告額について、支出証拠書類等との確認が行われておらず、実績確認が十分でなかった。		

補助金名	⑬国際ビジネス推進事業 (広島県外国企業事務所賃料補助金)	創設年度	平成18年度
補助金の目的	外国企業の県内初の進出拠点設立への支援を通じて、外国企業の県内進出を促進し、本県産業の活性化を図る。		
補助要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賃借する事務所において、販売・製造・市場調査・研究開発・業務提携先の開拓などの業務が行われること</li> <li>・進出拠点の常用労働者3名以上(条件によっては1名)が、広島県内に居住すること</li> <li>・1年以上業務が行われる予定であること</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>		
補助率	10 / 10	予算 / 実績	1,200 千円 / 210 千円
補助対象範囲	事務所賃借開始日の翌月から6か月分の事務所賃借料		
補助団体数	1	補助事業実施者	民間企業
所管課	産業振興部企業立地課		
意見	○実績報告書に添付して提出された書類では、十分な確認が行えないものがあつた(常用労働者であることの確認)。		

補助金名	⑭広島県観光事業振興補助金		創設年度	平成4年度
補助金の目的	(社)広島県観光連盟の運営経費への支援を通じて、地域における観光の振興と活性化を図る。			
補助要件	—			
補助率	実績額	予算／実績	24,205千円／23,755千円	
補助対象範囲	人件費			
補助団体数	1	補助事業実施者	(社)広島県観光連盟	
所管課	産業振興部観光課			

補助金名	⑮ひろしま観光立県推進事業 (キラリわが町観光推進事業)		創設年度	平成20年度
補助金の目的	地域の特色ある観光資源を掘り起こし、オンリーワンの観光資源へとブラッシュアップする取組への支援を通じて、県内外からの観光客誘致を促進し、県内における都市部と中山間地域との交流に資する。			
補助要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内に主たる事業所を有するもの</li> <li>・市町、商工会議所、観光協会及び知事が認める団体 (又は、上記が構成員となる実行委員会、協議会等)</li> </ul>			
補助率	1／2以内	予算／実績	6,000千円／5,100千円	
補助対象範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画策定・具体的方策検討に要する経費(専門家謝金、旅費、事務費、モニターツアー実施費など)</li> <li>・受入体制整備に要する経費(専門家謝金、委託料、施設改修費など)</li> <li>・報告書作成に要する経費(専門家謝金、旅費、事務費、委託費など)</li> </ul>			
補助団体数	3	補助事業実施者	市町、実行委員会	
所管課	産業振興部観光課			
意見	<p>○補助対象及び補助対象外の両方に共通する経費がある場合に、どの範囲が対象となるのかの考え方が明記されていない(広報経費、大会開催経費)。</p> <p>○提出された実績報告額について、支出証拠書類等との確認が行われておらず、実績確認が十分でなかった。</p>			

補助金名	⑯修学旅行誘致活動支援事業		創設年度	平成18年度
補助金の目的	将来のリピーターに繋がる修学旅行生を誘致し、本県に親しみを感じてもらうことで、本県への更なる誘客を促進する。			
補助要件	—			
補助率	1／2以内 (上限額 1,000千円)	予算／実績	1,000千円／1,000千円	
補助対象範囲	体験型修学旅行等に対応したPRツールの作成経費 (ホームページ修正経費、ガイドブック修正・印刷経費など)			
補助団体数	1	補助事業実施者	広島県教育旅行誘致対策協議会	
所管課	産業振興部観光課			

【農林水産局】

補助金名	①ハートフル農園支援事業	創設年度	平成17年度
補助金の目的	障害者に新たな就労の場を提供する農業生産法人等の支援により経営強化と障害者就労を促進する。		
補助要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ハートフル農園事業計画」を策定し、承認されること</li> <li>・補助対象の生産機械・施設等の耐用年数期間の障害者の就労</li> </ul>		
補助率	1/2以内 (限度額 1千万円)	予算/実績	15,000千円/3,500千円
補助対象範囲	障害者の就労に必要な生産基盤、機械・施設等の整備		
補助団体数	1	補助事業実施者	(市町間接補助) 農業生産法人
所管課	総務管理部農林水産総務課		
意見	<p>○検査職員の指定時期が明確でなかった。[北部(本所)]</p> <p>○実施要領の運用で、補助金の交付条件として「取得した生産機械・施設等の耐用年数期間以上の障害者就労を行うこと」とされているが、実施要領で求める達成状況の報告は5年間と限定されているため、取得した生産機械・施設等の耐用年数によっては、交付条件の遂行の確認が不十分なものとなっている。</p>		

補助金名	②集落法人経営強化支援事業	★	創設年度	平成20年度
補助金の目的	県内の集落法人の連携強化及び経営安定と発展、法人化志向地区の法人化に向けた取り組みを支援する。			
補助要件	「集落法人経営強化支援計画」を策定し、承認されること			
補助率	定額	予算/実績	6,718千円/6,718千円	
補助対象範囲	経営課題に対応した研修・研究活動、経営の高度化に関する活動、集落営農組織の法人化支援活動			
補助団体数	1	補助事業実施者	広島県集落法人連絡協議会	
所管課	総務管理部農業活性化推進課			
指摘事項	○補助額に影響はなかったが、事業費の積み上げに計上漏れがあったため、事業実績額が誤っていた。(補助事業者への監査で判明)			
意見	<p>○事業内容に変更を生じたため、「集落法人経営強化支援計画」の変更承認は行われていたが、補助事業そのものの変更手続は行われていなかった。</p> <p>○会場賃借料等を補助対象外経費としているが、この取扱いが明記されていない。</p>			

補助金名	③ひろしまフードフェスティバル開催事業	創設年度	平成17年度
補助金の目的	「食」をキーワードにした広島の魅力情報を発信し、食文化の承継と新たな食文化を創造、県内産業の活性化を図る。		
補助要件	実行委員会(総会)での、事業計画等の承認を受けていること		
補助率	定額	予算/実績	12,500千円/12,500千円
補助団体数	ひろしまフードフェスティバル開催経費(設備費、運営費など)		
補助団体数	1	補助事業実施者	ひろしまフードフェスティバル実行委員会
所管課	農水産振興部農業技術課		

補助金名	④農林水産物トレーサビリティシステムモデル支援事業	創設年度	平成18年度
補助金の目的	モデル的なトレーサビリティシステム導入を支援し、消費者の県内農畜産物に対する信頼の確保と消費の拡大を図る。		
補助要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「トレーサビリティ導入支援事業実施計画」を策定し、承認されること</li> <li>・新規品目又は新たな手法に係るシステム導入</li> </ul>		
補助率	1/2以内	予算/実績	4,800千円/2,976千円
補助対象範囲	システム機器（ソフトウェア、管理用パソコン、HP作成経費など）		
補助団体数	1	補助事業実施者	（市町間接補助）生産者団体等
所管課	農水産振興部農業技術課		

補助金名	⑤食育推進事業	創設年度	平成19年度
補助金の目的	県産品常設売場「ひろしま菜'S」の設置を通じて、安全・安心な県内産農産物等を気軽に購入できる仕組みづくりを行う。		
補助要件	—		
補助率	1/2以内	予算/実績	5,300千円/5,300千円
補助対象範囲	県産品常設売場の什器・備品類設置経費、販促人件費、広報経費		
補助団体数	1	補助事業実施者	ひろしま地産地消推進協議会
所管課	農水産振興部農業技術課		

補助金名	⑥広島中部台地農業振興対策事業<利子補給>	創設年度	平成10年度
補助金の目的	広島中部台地国営農業開発事業に係る入植農家が支払う農地造成負担金償還利息の一部助成により早期に経営安定を図る。		
補助要件	「入植農家営農促進事業実施計画」を策定し、承認されること		
補助率	1.4%	予算/実績	2,490千円/2,490千円
補助対象範囲	農地造成負担金償還利息		
補助団体数	2	補助事業実施者	（市町間接補助）入植農家
所管課	農水産振興部農業経営課		

補助金名	⑦就農研修資金償還金助成事業		創設年度	平成9年度
補助金の目的	青年等の新規就農者を育成し、農内外からの就農促進を図る。			
補助要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・39歳以下の認定就農者又は40歳以上おおむね45歳以下の新規就農候補者</li> <li>・一定施設での研修終了後、1年以内に広島県内に就農し、5年継続して農業を行っている者で、県内で引き続き行おうとする者 など</li> </ul>			
補助率	2/3以内	予算/実績	6,400千円/6,400千円	
補助対象範囲	就農研修資金の償還金			
補助団体数	4	補助事業実施者	(市町間接補助) 就農研修資金の借入者	
所管課	農水産振興部農業経営課			
指摘事項	○定められた申請期限を過ぎて、申請書の提出を受けていたものがあつた。			
意見	○申請書の提出から県の交付決定まで、時間を要しているものがあつた。 なお、当該補助対象に関する助成計画書（前年度の7月末までに提出）に対する審査も翌年度（7月）になって行われていた。			

補助金名	⑧園芸産地構造改革推進事業 (集落法人人材確保システム構築)		創設年度	平成20年度
補助金の目的	付加価値の高い園芸(野菜・果樹・花き)や畜産を経営の柱とした力強い農業構造へ転換を図る。			
補助要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「園芸産地等構造改革計画」を策定し、承認を受けること</li> <li>・新規就農者数は、1人以上</li> <li>・経営高度化品目の経営面積が営業利益がおおむね240万円見込めるもの</li> <li>・新規就農者に支払う給与額がおおむね240万円のもの</li> </ul>			
補助率	10/10以内かつ 間接補助事業費の1/2以内	予算/実績	22,372千円/7,495千円	
補助対象範囲	実践的研修を行うための施設・機械等整備			
補助団体数	2	補助事業実施者	(市町間接補助) 株式会社、農事組合法人	
所管課	農水産振興部農業経営課			
指摘事項	○取得価額で算出すべきところを、リース価額で算出していた(218千円が過大に支出)。[東部(尾道)]			
意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>○検査職員の指定時期が明確でなかった。[東部(本所)]</li> <li>○事務担当者と検査職員が同一であった。[東部(本所, 尾道)]</li> <li>○実施要領で、改革計画の目標年度に達するまで提出される達成状況報告書において、事業目標である人材に関する報告欄が設けられていないため、その達成状況が確認できない状況となっている。</li> </ul>			

補助金名	⑨園芸産地構造改革推進事業 (集落法人畜産導入)		創設年度	平成20年度
補助金の目的	付加価値の高い園芸(野菜・果樹・花き)や畜産を経営の柱とした力強い農業構造へ転換を図る。			
補助要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「園芸産地等構造改革計画」を策定し、承認を受けること</li> <li>・30,000千円以上の販売額増加が見込めるもの</li> <li>・繁殖雌牛導入にあつては、年度あたりの繁殖雌牛導入が5頭以上、5カ年で50頭以上となるもの</li> </ul>			
補助率	2/3以内かつ 間接補助事業費の1/3以内 (政令指定都市は1/3以内かつ 間接補助事業費の1/6以内)	予算/実績	2,550千円/3,056千円	
補助対象範囲	広島牛の増頭に必要な機械・施設整備 繁殖雌牛(妊娠牛)購入費			
補助団体数	3	補助事業実施者	(市町間接補助)農事組合法人	
所管課	農水産振興部畜産課			
指摘事項	○50万円以上の機械・器具が購入されていたが、取得財産調書が提出されていなかった。[北部] ○検査職員が指定されていなかった。[北部]			
意見	○事務担当者と検査職員が同一であった。[西部]			

補助金名	⑩数量調整円滑化推進事業		創設年度	平成18年度
補助金の目的	米穀の生産調整の円滑な推進を図る。			
補助要件	—			
補助率	定額	予算/実績	41,820千円/41,820千円	
補助対象範囲	米の需給調整に係る生産調整実施者の確認、地域別需要量に関する情報提供、推進指導に要する経費など			
補助団体数	23	補助事業実施者	(市町間接補助) 市町、地域協議会、農協	
所管課	農水産振興部農産課			
指摘事項	○職員の異動による検査職員の指定替が行われていなかった。 [西部(東広島)]			
意見	○変更手続が必要な基準が定められていないが、事業内容(事業区分・経費の用途など)が変更されているものがあつた。 [西部(広島, 東広島), 東部(尾道), 北部] また、事業費総額が大幅に変更(変更割合: 約70%の減額)しているものがあつた。[東部(尾道)] ○事務担当者と検査職員が同一であった。[西部(呉, 東広島), 東部]			

補助金名	⑪生産・流通・加工業連携販路開拓事業		創設年度	平成21年度
補助金の目的	流通・加工業者等のニーズに応じて、高収益作物の産地を形成することによる大ロットの生産・出荷体制の実現			
補助要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「園芸産地等構造改革計画」を策定し、承認を受けること</li> <li>＜地域ネットワーク＞</li> <li>・対象：キャベツ及びアスパラガス</li> <li>・事業実施後、一定以上の面積を栽培すること など</li> <li>＜地域ネットワーク＞</li> <li>・対象：野菜（行動計画に定める推進品目（キャベツ、アスパラガスは除く））、果樹（ぶどう）、花き</li> <li>・3つ以上の担い手が連携した産地の取り組みであり、産地の販売額が3千万円増加すること など</li> </ul>			
補助率	2/3以内かつ 間接補助事業費の1/3以内 (政令指定都市は1/3以内かつ 間接補助事業費の1/6以内)	予算/実績	県域ネットワーク 20,866千円/1,142千円 地域ネットワーク 5,800千円/実績なし	
補助対象範囲	栽培面積拡大に必要な設備等の整備（栽培用機械購入、灌水施設など）			
補助団体数	1	補助事業実施者	(市町間接補助) 集落法人、農業生産法人など	
所管課	農水産振興部農産課			
意見	○検査職員の指定時期が明確でなかった。[東部(本所)] ○事務担当者と検査職員が同一であった。[東部(本所)]			

補助金名	⑫「広島牛」広域後代検定推進事業 (優良雌子牛保留)		創設年度	平成20年度
補助金の目的	県の優秀種雄牛を父に持つ優良雌子牛の県内保留を推進し、雌牛群の遺伝的能力のレベルアップを行い「新生広島牛群」を再構築する。			
補助要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内の繁殖農家等が、繁殖を目的として三次子牛市場から導入、保留すること</li> <li>・「勝白」「原平茂」が父牛であること(平成22年度から「沖茂金波」も対象)</li> <li>・導入・保留した日から起算して3年間繁殖の用に供すること など</li> </ul>			
補助率	1頭当たり 50千円	予算/実績	1,500千円/650千円	
補助対象範囲	生後12ヶ月齢以内の雌牛の購入経費			
補助団体数	1	補助事業実施者	広島牛振興協議会	
所管課	農水産振興部畜産課			



補助金名	⑬広島牛放牧推進モデル事業	創設年度	平成21年度
補助金の目的	林地里山等への広島牛（繁殖牛）放牧を促進し，広島牛の増頭と林地里山等の再生を図る。		
補助要件	実施計画書を作成し，承認を受けること		
補助率	1 / 2	予算／実績	1,557千円／346千円
補助対象範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放牧牛管理組織の活動経費（会議費，牛の運搬経費など）</li> <li>・放牧基盤整備及び施設整備（伐採，電気牧柵整備など）</li> </ul>		
補助団体数	1	補助事業実施者	（市町間接補助）放牧管理組織
所管課	農水産振興部畜産課		
指摘事項	○検査職員が指定されておらず，額の確定における検査調書が作成されていなかった。[西部]		

補助金名	⑭肉用子牛価格安定対策事業	創設年度	平成2年度
補助金の目的	肉用子牛生産の安定その他食肉に係る畜産の健全な発達を図り，農業経営の安定に資する。		
補助要件	—		
補助率	1 / 4	予算／実績	18,396千円／18,598千円
補助対象範囲	肉用子牛生産者積立金		
補助団体数	1	補助事業実施者	社団法人広島県畜産協会
所管課	農水産振興部畜産課		

補助金名	⑮漁場基盤改良事業	創設年度	平成3年度
補助金の目的	海砂利の採取等によって効用が低下した漁場において，魚礁設置等の漁場基盤の整備に努め，漁場の生産力の回復と向上を図る。		
補助要件	事業計画書を策定し，承認を受けること		
補助率	2 / 3 以内	予算／実績	6,333千円／6,333千円
補助対象範囲	魚礁等設置経費		
補助団体数	1	補助事業実施者	市町
所管課	農水産振興部水産課		
指摘事項	○検査調書作成後に，検査職員の指定が行われていた。 [東部（本所）]		
意見	○事務担当者と検査職員が同一であった。[東部（本所）]		

補助金名	⑩広島かき販売対策事業		創設年度	平成20年度
補助金の目的	広島かきの販売力を強化し、消費者ニーズに応えた安全安心な広島かきの安定供給体制の構築を図る			
補助要件	—			
補助率	1 / 2 以内	予算 / 実績	1,395 千円 / 1,395 千円	
補助事業の名称	販売協議会の開催経費、販売対策に必要な調査経費			
補助団体数	1	補助事業実施者	広島県漁業協同組合連合会	
所管課	農水産振興部水産課			
意見	○変更手続が必要な基準が定められていないが、事業区分間で経費が大幅に変更していた（変更割合：減は約70%、増は348%）。 ○落丁した活動報告書のままで、事業実績の確認を行っていた。			

補助金名	⑪漁業経営安定対策事業		創設年度	昭和49年度
補助金の目的	漁業共済の赤潮特約掛金の一部を助成することにより、養殖被害の救済を図り、漁業経営の安定を図る			
補助要件	通常の漁業共済（養殖共済）では対象とされない異常な赤潮による損害の補填を可能にする特約制度に係る掛金			
補助率	1 / 3 以内	予算 / 実績	19,621 千円 / 17,709 千円	
補助対象範囲	漁業共済の赤潮特約掛金			
補助団体数	1	補助事業実施者	広島県漁業共済組合	
所管課	農水産振興部水産課			

補助金名	⑫漁業金融対策費 (漁業近代化資金融通対策事業)		創設年度	昭和46年度
補助金の目的	長期かつ低利の施設資金等の融通を円滑にし、漁業者等の資本装備の高度化を図り、経営の近代化を図る。			
補助要件	—			
補助率	10 / 10	予算 / 実績	24,632 千円 / 19,050 千円	
補助対象範囲	漁船、漁船漁具保管修理施設等の整備のための融資資金の利子補給			
補助団体数	1	補助事業実施者	広島県信用漁業協同組合連合会	
所管課	農水産振興部水産課			

補助金名	⑱漁業金融対策費 <利子補給> (漁業振興資金利子補給補助事業)		創設年度	平成12年度
補助金の目的	暴風雨、豪雨等の災害によって、被害を受けた漁業者に対し、被害漁業者の早期経営の安定を図る。			
補助要件	—			
補助率	1/2以内	予算/実績	4,577千円/4,026千円	
補助対象範囲	漁業の再生産に必要な資金及び漁業用施設等の再取得等に必要な資金の利子補給			
補助団体数	9	補助事業実施者	市町	
所管課	農水産振興部水産課			

補助金名	⑲拠点漁協育成強化事業		創設年度	平成19年度
補助金の目的	水産物の生産流通の拠点となる漁協を育成し、機能強化を図る。			
補助要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「合併漁協活性化計画」を策定し、承認を受けること</li> <li>・平成20年4月1日以降に合併又は合併契約を締結した沿岸漁業協同組合が行う経済事業活性化等に繋がる事業</li> </ul>			
補助率	1/2 (750千円/漁協)	予算/実績	14,250千円/実績なし	
補助対象範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな事業展開に要する経費(漁獲物の集出荷、運搬、冷蔵施設の整備など)</li> <li>・事業不調時における資金繰り改善のための積立等に要する経費</li> <li>・漁協の整理統合等に要する諸経費</li> </ul>			
補助団体数	実績なし	補助事業実施者	(市町間接補助) 実績なし	
所管課	農水産振興部水産課			

補助金名	⑳水産物流通改善事業		創設年度	平成21年度
補助金の目的	地域の主要水産物の新たな流通体制を確立するための取り組みを支援し、水産物のブランド化促進や地域の漁業振興を図る。			
補助要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「水産物流通改善計画」を策定し、承認を受けること</li> <li>・平成18年4月1日から平成23年3月31日に合併した沿岸漁協が中心となった水産物流通の改善に係る取り組み</li> </ul>			
補助率	1/3 (10,000万円以下/地区)	予算/実績	3,666千円/3,093千円	
補助対象範囲	集荷、選別を効率的に行うための作業施設、機器等			
補助団体数	2	補助事業実施者	(市町間接補助) 漁業協同組合	
所管課	農水産振興部水産課			
意見	<p>○事務担当者と検査職員が同一であった。[西部(呉)、東部]</p> <p>○補助の前提として「水産物流通改善計画」を策定し承認を受けることとしているが、補助事業実施後に当該計画の達成状況を確認する仕組みがないため、承認基準である「取組によって、漁業者の手取り価格が10%向上することが見込まれること」の達成状況が確認できていない。</p>			

補助金名	②土地改良負担金総合償還対策事業<利子補給> (平準化事業, 担い手支援事業) ★		創設年度	平成2年度
補助金の目的	土地改良事業の農家の負担金の軽減と計画的償還の推進を図る。			
補助要件	(平準化事業)・平準化計画を策定し, 承認を受けること (担い手支援事業)・事業計画を策定し, 承認を受けること			
補助率	1 / 2	予算 / 実績	平準化事業 729千円 / 729千円 担い手支援事業 6,868千円 / 6,868千円	
補助対象範囲	年償還額が, 基準年償還額とピーク時合算年償還額の7割相当額のいずれか高い額を超える期間の利子補給			
補助団体数	1	補助事業実施者	広島県土地改良事業団体連合会	
所管課	農林整備部農業基盤課			
意見	○提出された実績報告額について, 支出証拠書類等との確認が行われておらず, 実績確認が十分でなかった(平準化事業)。			

補助金名	②森林整備活性化資金利子補給事業<利子補給>		創設年度	平成6年度
補助金の目的	借入れ者に対し利子補給を交付することで, 負担の軽減を図り, 森林施業規模の拡大や長伐期施業, 複層林施業への転換等, 多様な森林の整備を推進する。			
補助要件	森林整備活性化資金と併用して, 林業基盤整備資金又は施業転換資金を借り受けていること			
補助率	1.3%又は0.8%以内	予算 / 実績	36,338千円 / 35,972千円	
補助対象範囲	融資された森林整備活性化資金の償還期間中, 併せ貸しの林業基盤整備資金又は施業転換資金の残高に対する利子補給			
補助団体数	6	補助事業実施者	市町・(財)広島県農林振興センター	
所管課	農林整備部林業課			

補助金名	③県単独林道整備事業		創設年度	昭和25年度
補助金の目的	森林の適正な整備及び保全を図り, 効率的かつ安定的な林業経営を確立する。			
補助要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>林道規定に定める構造の自動車道であること</li> <li>知事が定める地域森林計画に記載されている路線であること</li> <li>利用区域内の森林面積が30ha以上の路線であること</li> </ul>			
補助率	1 / 3 ~ 5 / 10	予算 / 実績	38,850千円 / 38,850千円	
補助対象範囲	林道の開設, 改良及び舗装事業に必要な工事経費(工事費, 測量試験費, 事務雑費)			
補助団体数	6	補助事業実施者	市町	
所管課	農林整備部林業課			
意見	○検査職員の指定時期が明確でなかった。[東部, 北部(いずれも本所)]			
付記	○整備箇所の状況に応じた対応が必要なため, 整備区間の延長や整備方法が交付決定したものと実績とで異なる場合が多いが, 交付決定に係る基本的事項に一定の変更が生じる場合には, 何らかの基準を設け, 執行を承認する仕組みづくりを検討していただきたい。			

補助金名	㊹森林病虫害駆除事業	創設年度	平成9年度
補助金の目的	森林病虫害等を駆除し、そのまん延を防止する。		
補助要件	地区実施計画及び自主事業計画の策定		
補助率	1 / 2 以内	予算 / 実績	36,916 千円 / 36,770 千円
補助対象範囲	薬剤の地上散布, 被害木伐倒等に要する経費		
補助団体数	1 2	補助事業実施者	市町
所管課	農林整備部森林保全課		
意見	○検査職員の指定時期が明確でなかった。[東部, 北部 (いずれも本所)] ○事務担当者と検査職員が同一であった。[西部, 東部, 北部 (いずれも本所)]		
付記	○事業実施箇所の状況に応じた対応が必要なため, 実施箇所が, 交付決定したものと実績とで異なることが多い (要綱上の変更基準は, 経費配分及び事業量に係るもの。申請書に予定箇所を記載) が, 交付決定に係る基本的事項に一定の変更が生じる場合には, 何らかの基準を設け, 執行を承認する仕組みづくりを検討していただきたい。		

【土木局】

補助金名	①広島県新分野進出等支援補助金		創設年度	平成19年度
補助金の目的	経営革新に向けた新分野進出等を目指す意欲ある建設業者の自助努力を支援する。			
補助要件	経営革新計画の承認を受けた建設業者			
補助率	1/2以内 (上限額 1,500 千円)	予算/実績	15,000 千円/7,786 千円	
補助対象範囲	新商品等の研究開発経費・市場調査等に要する経費（専門家謝金，機械装置購入費，技術コンサルタント料等），新商品等の販路開拓に要する経費（展示会の会場借上料，広告宣伝費等）			
補助団体数	12	補助事業実施者	建設業者	
所管課	総務管理部建設産業課			
指摘事項	○補助額には影響がないが，控除する消費税額の計上を誤っているものがあつた。 ○仕入控除税額確定時の報告を受けていなかった。			

補助金名	②広島空港機能強化事業		創設年度	平成18年度
補助金の目的	広島県空港振興協議会が行う海外旅行商品の造成助成事業等への支援を通じて，広島空港の国際線の維持・安定と中枢拠点性の向上を図る。			
補助要件	—			
補助率	1/3 (上限額 5,836 千円)	予算/実績	5,836 千円/3,725 千円	
補助対象範囲	旅行会社に対する助成金（パンフレット等の作成経費，送客バスの借上料，新聞・雑誌広告料）			
補助団体数	1	補助事業実施者	広島県空港振興協議会	
所管課	空港港湾部空港振興課			

補助金名	③広島西飛行場周辺対策事業		創設年度	昭和54年度
補助金の目的	広島西飛行場の周辺対策として広島市が整備した公民館用地の借上料を補助する。			
補助要件	—			
補助率	1/3	予算/実績	2,217 千円/1,996 千円	
補助対象範囲	用地費（借上料）			
補助団体数	1	補助事業実施者	広島市	
所管課	空港港湾部空港振興課			

補助金名	④広島西飛行場維持修繕費		創設年度	平成6年度
補助金の目的	広島西飛行場の管理者として航空機の不法奪取の防止対策を図る。			
補助要件	—			
補助率	1 / 2 以内	予算 / 実績	13,249 千円 / 11,254 千円	
補助対象範囲	検査職員の人件費, 被服装具品費, 教育費			
補助団体数	1	補助事業実施者	日本エアコンピューター(株)	
所管課	空港港湾部空港振興課			
意見	○実績額の確認に当たって, 支出の根拠資料等を確認しているが, 一部確認が不十分なものがあつた。			

【都市局】

補助金名	①優良賃貸住宅供給促進事業（特優賃）＜利子補給＞		創設年度	平成6年度
補助金の目的	特定優良賃貸住宅*の建設に係る融資残高の利子を補給する。			
補助要件	供給計画の認定を受けること、住宅供給公社を經由して申請すること、建設基準に適合すること（現行該当するのは住宅供給公社が整備した熊野住宅のみ）			
補助率	当初10年間は2%、 11～20年目まで1%	予算／実績	2,160千円／2,160千円	
補助対象範囲	対象住宅の建設に要した融資額の残高に対する利子補給			
補助団体数	1	補助事業実施者	広島県住宅供給公社	
所管課	住宅課			

※ 中堅所得層のファミリー層に向けた賃貸住宅で、床面積が55～125㎡で、2以上の居室があること、（準）耐火構造住宅であること、その他設備面等の基準を満たすもの（平成15年度から新規供給なし）

補助金名	②優良賃貸住宅供給促進事業（高優賃）＜利子補給＞		創設年度	平成13年度
補助金の目的	高齢者向け優良賃貸住宅*の建設に係る融資残高の利子を補給する。			
補助要件	高齢者向け優良賃貸住宅の認定を受けること			
補助率	1/2又は2/3以内	予算／実績	7,184千円／7,184千円	
補助対象範囲	対象住宅の整備に要した融資額の残高に対する利子補給			
補助団体数	2	補助事業実施者	（市町間接補助） 民間企業、住宅供給公社	
所管課	住宅課			

※ 60歳以上の単身・世帯に向けたバリアフリー化され、緊急時対応サービスの提供が可能な賃貸住宅で、床面積が原則25㎡で、（準）耐火構造住宅であることなどの基準を満たすもの



【教育委員会】

補助金名	①文化財保存事業費補助金		創設年度	昭和54年度
補助金の目的	国・県指定文化財等の保存修理等に要する経費を助成する。			
補助要件	国又は県が指定・選定した文化財等			
補助率	国指定：国庫補助残の1/3 国選定：国庫補助残の1/4 県指定：1/2又は1/4	予算／実績	35,748千円／35,413千円	
補助対象範囲	保存修理経費（工事費，設計料，設計監理料）及び報告書の作成経費（印刷費，事務費）			
補助交付先	12	補助対象先	市町，所有者等	
所管課	管理部文化財課			
意見	○申請書の提出から県の交付決定まで時間を要しているものがあった。			

補助金名	②頼山陽史跡活用事業		創設年度	平成7年度
補助金の目的	県所有の国史跡「頼山陽居室」の歴史的意義及びその背景にある近世文化の調査・研究・展示等を行う頼山陽史跡資料館の適切な運営を通じて，本県の文化の向上に資する。			
補助要件	—			
補助率	1／2以内	予算／実績	4,000千円／4,000千円	
補助対象範囲	常設展示，企画展示等の展覧会の開催経費（調査研究費，展示活動費，光熱水費，警備委託費，設備管理費，通信費）			
補助交付先	1	補助対象先	(財)頼山陽記念文化財団	
所管課	管理部文化財課			

補助金名	③国指定文化財維持管理事業		創設年度	昭和54年度
補助金の目的	国指定文化財の維持管理経費を助成する。			
補助要件	過去に補助事業で防災設備等を設置した国指定文化財			
補助率	1／2以内	予算／実績	3,056千円／3,168千円	
補助対象範囲	防災設備の保守点検，修理等に要した経費			
補助交付先	30	補助対象先	所有者等	
所管課	管理部文化財課			

補助金名	④小中学校規模適正化支援事業		創設年度	平成19年度
補助金の目的	小中学校の規模の適正化に計画的に取り組む市町教育委員会を支援する。			
補助要件	平成19年度から平成23年度までの間に統合した学校			
補助率	定額	予算／実績	27,816千円／9,571千円	
補助対象範囲	遠距離通学児童生徒のために運行するスクールバス等の購入経費，市町が負担する遠距離通学児童生徒の通学費補助に要した経費			
補助交付先	9	補助対象先	市町	
所管課	教育部学校経営課			

補助金名	⑤自主教育研究活動支援事業		創設年度	平成12年度
補助金の目的	教育研究団体や教育指導上の課題を実践的に研究する教員のグループへの支援を通じて，本県教育の振興に資する。			
補助要件	①教育研究会：広島県教育委員会の指導のもと研究活動を進める全県規模の団体であること など ②教育研究グループ：県内の公立小中学校及び県立学校の教員で構成する研究グループであること，研究グループは原則として複数校の教員10人以上20人以下で構成するもの など			
補助率	定額 (上限額：①250又は55千円 ②70千円)	予算／実績	7,335千円／7,195千円	
補助対象範囲	①教育研究大会の開催経費（講師謝金，旅費，会場借上料，資料費，印刷製本費等） ②課題研究・発表会の開催経費（講師謝金，図書購入費，会場借上料，印刷製本費等）			
補助交付先	①4，②21	補助対象先	①教育研究会，②教育研究グループ	
所管課	教育部指導第二課（指導第一課）			
意見	○申請書の提出から県の交付決定まで時間を要しているものがあった。			

補助金名	⑥芸術文化活動振興事業		創設年度	昭和60年度
補助金の目的	広島県高等学校総合文化祭を開催し、全国高等学校総合文化祭へ生徒を派遣する広島県高等学校文化連盟への支援を通じ、高校生の文化芸術活動の発展を図る。			
補助要件	—			
補助率	10/10	予算/実績	1,687千円/1,687千円	
補助対象範囲	広島県高等学校総合文化祭の開催経費（審査員報償費、プログラム作成費、作品運搬費、会場使用料等）及び全国高等学校総合文化祭への生徒の派遣経費（旅費等）			
補助交付先	1	補助対象先	広島県高等学校文化連盟	
所管課	教育部指導第二課			
意見	○提出された実績報告額と支出証拠書類等との確認が行われておらず、実績確認が十分ではなかった（連盟各部門によって記載方法に違いもある。）。			

補助金名	⑦不登校対策重点校支援事業		創設年度	平成21年度
補助金の目的	不登校対策重点校が行う生徒指導体制の充実に係る取組を支援する。			
補助要件	不登校対策重点校の指定（公立中学校）			
補助率	1/2以内 （上限額 321千円）	予算/実績	3,216千円/934千円	
補助対象範囲	家庭訪問指導等支援員による家庭訪問等の経費（報償費、旅費、訪問記録の作成・連絡調整に必要な用紙代、消耗品費、通信費等）			
補助交付先	4	補助対象先	市町	
所管課	教育部指導第三課			
意見	○要綱では、年度途中で「状況報告」を提出することとなっているが、事業期間が下半期のみであったため、提出させていなかった。			

補助金名	⑧第59回全国学校保健研究大会補助金		創設年度	平成21年度
補助金の目的	第59回全国学校保健研究大会の開催に対して助成する。			
補助要件	—			
補助率	10/10	予算/実績	4,000千円/2,361千円	
補助対象範囲	大会の開催経費（講師謝金、参加者用物品、報告書等の印刷製本費、会場使用料、会場設営委託料等）、実行委員会の運営費（賃金、職員旅費、コピー用紙等消耗品費等）			
補助交付先	1	補助対象先	第59回全国学校保健研究大会広島県実行委員会	
所管課	教育部指導第三課			

補助金名	⑨社会教育関係団体の事業に対する補助金		創設年度	昭和54年度
補助金の目的	社会教育関係団体が実施する事業の一部を補助し，社会教育活動の促進を図る。			
補助要件	広島県生涯学習審議会社会教育分科会への意見聴取			
補助率	定額	予算／実績	2,500千円／2,500千円	
補助対象範囲	県大会の開催経費（講師報償費，大会要綱の作成費，用紙等消耗品費，会場使用料，会場設営費等）			
補助交付先	3	補助対象先	広島県PTA連合会，広島県高等学校PTA連合会，広島県公民館連合会	
所管課	教育部生涯学習課			
指摘事項	○定められた申請期限を過ぎて申請書の提出を受けていたものがあった。			

補助金名	⑩生涯スポーツ振興事業		創設年度	平成元年度
補助金の目的	全国スポーツ・レクリエーション祭への広島県選手団派遣経費を助成する。			
補助要件	広島県生涯学習審議会スポーツ振興分科会への意見聴取			
補助率	1／3（一部定額）	予算／実績	4,650千円／3,349千円	
補助対象範囲	選手団の派遣経費（旅費），ユニフォーム購入代，会場視察経費（自動車借上料等）			
補助交付先	1	補助対象先	全国スポーツ・レクリエーション祭広島県選手団	
所管課	教育部スポーツ振興課			

補助金名	⑪競技スポーツ振興対策事業		創設年度	昭和50年度
補助金の目的	(財)広島県体育協会が行う国民体育大会県予選，広島県県民体育大会の開催事業等への支援を通じて，幅広い競技大会の実施を促進する。			
補助要件	広島県生涯学習審議会スポーツ振興分科会への意見聴取			
補助率	定額	予算／実績	2,215千円／2,215千円	
補助対象範囲	大会開催経費（プログラムの印刷製本費，通信運搬費，トロフィーの購入費等），各種競技団体の運営費の助成金 など			
補助交付先	1	補助対象先	(財)広島県体育協会	
所管課	教育部スポーツ振興課			

補助金名	⑫-1 競技スポーツ振興対策事業（全国・ブロック大会派遣費補助金）（中体連）		創設年度	昭和48年度
補助金の目的	広島県中学校体育連盟を通じて、中国中学校選手権大会及び全国中学校体育大会に広島県代表として参加する生徒の負担を軽減する。			
補助要件	広島県生涯学習審議会スポーツ振興分科会への意見聴取			
補助率	10/10	予算/実績	2,800千円/2,800千円	
補助対象範囲	大会への参加経費（選手の旅費，弁当代，宿泊料）			
補助交付先	1	補助対象先	広島県中学校体育連盟	
所管課	教育部スポーツ振興課			
指摘事項	○派遣者名簿の提出を受けていなかった。			
意見	○提出された実績報告額と支出証拠書類等との確認が行われておらず，実績確認が十分ではなかった。			

補助金名	⑫-2 競技スポーツ振興対策事業（全国・ブロック大会派遣費補助金）（高体連）★		創設年度	昭和48年度
補助金の目的	広島県高等学校体育連盟を通じて、中国地区ブロック大会，全国高等学校総合体育大会等に広島県代表として参加する生徒の負担を軽減する。			
補助要件	広島県生涯学習審議会スポーツ振興分科会への意見聴取			
補助率	10/10	予算/実績	8,800千円/8,800千円	
補助対象範囲	大会への参加経費（選手の旅費，宿泊料）			
補助交付先	1	補助対象先	広島県高等学校体育連盟	
所管課	教育部スポーツ振興課			
指摘事項	○派遣者名簿の提出を受けていなかった。			
意見	○提出された実績報告額と支出証拠書類等との確認が行われておらず，実績確認が十分ではなかった。			

補助金名	⑬ スポーツイベント助成事業（第15回全国都道府県対抗男子駅伝競走大会）		創設年度	平成7年度
補助金の目的	全国都道府県対抗男子駅伝競走大会の開催経費等を助成する。			
補助要件	広島県生涯学習審議会スポーツ振興分科会への意見聴取			
補助率	定額	予算/実績	9,000千円/9,000千円	
補助対象範囲	大会の開催経費（競技場使用料等施設費，開会式等式典費，記念品等表彰費，選手輸送バスチャーター費等輸送費等），事務局の運営経費（人件費，事務室賃借料，宣伝費，用器具の賃借料，印刷製本費等）			
補助交付先	1	補助対象先	天皇盃第15回全国都道府県対抗男子駅伝競走大会組織委員会	
所管課	教育部スポーツ振興課			
意見	○提出された実績報告額と支出証拠書類等との確認が行われておらず，実績確認が十分ではなかった。			

補助金名	⑭未来のトップアスリート育成事業	創設年度	平成21年度
補助金の目的	(財)広島県体育協会が行うスーパージュニア選手発掘支援事業及び特別強化支援事業への支援を通じて、ジュニア選手の発掘・育成・強化の充実に図る。		
補助要件	広島県生涯学習審議会スポーツ振興分科会への意見聴取		
補助率	10/10	予算/実績	28,850千円/28,850千円
補助対象範囲	①運動能力等の測定や各種スポーツの体験事業の開催経費、保護者へのサポート説明会開催経費（トレーナー謝金、会場・輸送バス等の賃借料、献立レシピ等の印刷製本費、競技用具等の消耗品費等） ②トップレベルチームとの集中合宿等の運営経費（謝金、旅費等）		
補助交付先	1	補助対象先	(財)広島県体育協会
所管課	教育部スポーツ振興課		

補助金名	⑮魅力ある運動部活動づくり事業（外部指導者派遣者事業）	創設年度	平成14年度
補助金の目的	専門的な指導力を有する地域の外部指導者を運動部顧問等として活用する事業への支援を通じて、運動部活動の活性化を図る。		
補助要件	一運動部で年間20回程度の活用 など		
補助率	1/3以内	予算/実績	2,931千円/2,931千円
補助対象範囲	外部指導者の招へい経費（謝金、旅費、損害保険料）		
補助交付先	6	補助対象先	市町
所管課	教育部スポーツ振興課		
指摘事項	○要綱第4条で定められた変更基準に該当する変更が行われていたが、変更手続が行われていなかった（21.8%増）。		
意見	○提出された実績報告額と支出証拠書類等との確認が行われておらず、実績確認が十分ではなかった。		

【警察本部】

補助金名	広島県防犯連合会補助金 ★		創設年度	昭和49年度
補助金の目的	(社)広島県防犯連合会が行う地域での安全活動，少年の健全育成活動の推進事業等への支援を通じて，総合的な地域安全活動及び少年健全育成活動を推進する。			
補助要件	—			
補助率	おおむね1/2（予算の範囲内で知事が定める額を加算）	予算／実績	1,160千円/1,160千円	
補助対象範囲	地域安全推進員の研修会の開催や活動支援経費（旅費，講師謝金，印刷製本費），作文コンテスト等の実施経費（賞品購入代，筆耕料等），少年補導指導協助手連絡協議会連合会へ助成（活動経費等） など			
補助団体数	1	補助事業実施者	(社)広島県防犯連合会	
所管課	生活安全部生活安全企画課			
意見	<p>○提出された実績報告額と支出証拠書類等との確認が行われておらず，実績確認が十分ではなかった。</p> <p>-----</p> <p>&lt;補助事業者&gt;</p> <p>○特定の事業を補助対象事業として報告しているが，その他の事業においても補助対象事業に該当するものがあつた。</p>			

### 3 広島県補助金等交付規則

#### (目的)

第一条 この規則は、法令、条例又は他の規則に特別の定めがあるもののほか、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

#### (定義)

第二条 この規則において「補助金等」とは、県が県以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

一 補助金

二 利子補給金

三 負担金その他の相当の反対給付を受けない給付金であつて知事が定めるもの

2 この規則において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

3 この規則において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。

4 この規則において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。

一 県以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従つて交付するもの

二 利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金

5 この規則において「間接補助事業等」とは、前項第一号の給付金の交付又は同項第二号の資金の融通の対象となる事務又は事業をいう。

6 この規則において「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行う者をいう。

#### (補助金等の交付の申請)

第三条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

一 事業計画書

二 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代わる書類

三 工事の施行にあつては、その実施設計書

四 その他知事が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、知事は、同項に規定する書類のうち必要がないと認めるものについては、その添附を省略させることがある。

#### (補助金等の交付の決定)

第四条 知事は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を審査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、すみやかに補助金等の交付の決定をするものとする。

2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることがある。

#### (補助金等の交付の条件)

第五条 知事は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を附するものとする。

一 補助事業等に要する経費の配分の変更（知事の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けるべきこと。



- 二 補助事業等の内容の変更（知事の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けるべきこと。
  - 三 補助事業等を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業等に要する経費の使用方法に関する事項
  - 四 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けるべきこと。
  - 五 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けるべきこと。
- 2 知事は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべき旨の条件を附することがある。
  - 3 知事は、前二項に定めるもののほか、補助金等の交付の目的を達成するため必要な条件を附することがある。
  - 4 補助事業者等は、間接補助金等を交付する場合において、前三項の規定により知事が補助金等の交付の決定に条件を附したときは、間接補助事業者等に対し、これを遵守するために必要な条件を附さなければならない。

（決定の通知）

第六条 知事は、補助金等の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

- 第七条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、知事が定める期日までに申請の取下げをすることができる。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかつたものとみなす。

（事情変更による決定の取消し等）

第八条 知事は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することがある。ただし、補助事業等のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

- 2 知事が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号の一に該当する場合とする。
  - 一 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなつた場合
  - 二 補助事業者等又は間接補助事業者等が補助事業等又は間接補助事業等を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業等又は間接補助事業等に要する経費のうち補助金等又は間接補助金等によつてまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業等又は間接補助事業等を遂行することができない場合（補助事業者等又は間接補助事業者等の責めに帰すべき事情による場合を除く。）
- 3 知事は、第一項の規定による補助金等の交付の決定の取消しにより特別に必要となつた次に掲げる経費について補助金等を交付することがある。
  - 一 補助事業等に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

二 補助事業等を行うため締結した契約の解除により必要となつた賠償金の支払に要する経費

4 第六条の規定は、第一項の場合について準用する。

(補助事業等の遂行等)

第九条 補助事業者等は、法令その他の規程（以下「法令等」という。）の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令等に基づく知事の処分に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行わなければならない、いやしくも補助金等の他の用途への使用（利子補給金にあつては、その交付の目的となつてい

2 補助事業者等は、間接補助事業者等に対し、間接補助金等の交付又は融通の目的に従い、善良な管理者の注意をもつて間接補助事業等が行われるよう必要な措置を講じなければならない。

(状況報告)

第十条 補助事業者等は、知事の定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に関し、知事に報告しなければならない。ただし、知事が報告することを要しないと認めた場合にあつては、この限りでない。

(補助事業等の遂行等の命令)

第十一条 知事は、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件に従つて遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従つて当該補助事業等を遂行すべきことを命ずるものとする。

2 知事は、補助事業者等が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずるものとする。

(実績報告)

第十二条 補助事業者等は、知事の定めるところにより、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に知事の定める書類を添えて知事に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

(補助金等の額の確定等)

第十三条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

(是正のための措置)

第十四条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業者等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して命ずることがある。

2 第十二条の規定は、前項の規定による命令に従つて行う補助事業等について準用する。

(補助金等の交付)

第十五条 知事は、第十三条の規定により補助金等の額を確定したときは、速やかに補助事業者等に対し補助金等を交付するものとする。

(交付の特例)

第十六条 知事は、補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金等を概算払又は前金払により交付することがある。

- 2 補助事業者等は、前項の規定により補助金等の概算払又は前金払を受けようとするときは、知事の定めるところにより、補助金等概算払（前金払）交付請求書を知事に提出しなければならない。ただし、知事が提出することを要しないと認めた場合にあつては、この限りでない。

(決定の取消し)

第十七条 知事は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- 2 知事は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用（利子の軽減を目的とする第二条第四項第一号の給付金にあつては、その交付の目的となつている融資又は利子の軽減をしないことにより間接補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいい、同項第二号の資金にあつては、その融通の目的に従つて使用しないことにより不当に利子の軽減を受けたことになることをいう。）をし、その他間接補助事業等に関して法令等に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- 3 前二項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。
- 4 第六条の規定は、第一項又は第二項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金等の返還)

第十八条 知事は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 2 知事は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 3 知事は、第一項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消しが前条第二項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該補助事業者等の申請により、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことがある。

(加算金及び延滞金)

第十九条 補助事業者等は、第十七条第一項の規定に基づく取消しにより、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日（補助金等が二回以上に分けて交付されている場合においては、最後の受領の日とし、その日に受領した額が返還すべき額に達しないときは、これに達するまで順次さかのぼりそれぞれ受領した日）から納付の日までの日数に応じ、当該返還を命ぜられた補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、すでに納付した額を控除した額）につき年十・九五パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 2 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納

付した場合におけるその後の期間については、すでに納付した額を控除した額)につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

3 知事は、前二項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該補助事業者等の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することがある。

(他の補助金等の一時停止等)

第二十条 知事は、補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することがある。

(帳簿等の備付け)

第二十一条 補助事業者等は、当該補助事業等に関する帳簿及び書類を備え、これを知事が定める期間保存しておかなければならない。

(財産の処分の制限)

第二十二条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産で次に掲げるものを、知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が第五条第二項の規定による条件に基づき補助金等の全部に相当する金額を県に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して知事が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

一 不動産及びその従物

二 機械及び重要な器具で、知事が定めるもの

三 その他知事が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

(立入検査等)

第二十三条 知事は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることがある。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

(補助金等の交付手続の特例)

第二十四条 知事は、別に定めるところにより、この規則の規定による手続の一部を併合し、又は省略して補助金等を交付することがある。

(雑則)

第二十五条 この規則に定めるもののほか、補助金等の交付等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和四十八年十二月一日から施行する。

(適用区分)

2 この規則は、この規則の施行の日以後に交付の決定がなされる補助金等について適用し、同日前に交付の決定のあつた補助金等については、なお従前の例による。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現に提出されている補助金等の交付申請書は、第三条の規定により提出されたものとみなす。